

## 不正な取引に関与した事業者への取引停止等の処分方針

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構（以下「当機構」という。）における公的研究費等の適正な使用・運用を確保するため、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対し、取引を停止する措置を講ずる。

- （１）契約に当たり、必要として求めた調査資料に、虚偽があったとき
- （２）入札又は見積もりに際し、不正の行為があったとき
- （３）預け金や架空請求などの不正取引があったとき
- （４）契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき
- （５）当機構の役職員に対する贈賄が発覚したとき
- （６）正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき
- （７）公的研究費等を本来の用途以外に充当することを目的として、取引内容の偽装又は架空取引に加担し、又は協力したとき
- （８）前各号に掲げるもののほか、不正支出に加担し、又は協力したと認められる行為があったとき